

# 確定申告

平成27年分  
お忘れなく

もうすぐ確定申告の時期です。皆さん申告書作成に必要な書類はそろっていますか。平成27年分の申告相談は、2月16日(火)から3月15日(火)(土・日を除く)に実施します。会場では申告書の書き方をアドバイスし、皆さんの申告書作成をお手伝いしますが、なるべく自宅で記入の上、ご来場ください。

## 確定申告が必要な人

- ▼商業や農業などの事業をしている人
- ▼地代家賃や利子、配当、そのほかの所得がある人
- ▼給与の支払いを2カ所以上から受けている人
- ▼土地や建物を売って所得(譲渡所得)があった人
- ▼雑損控除や医療費控除を受ける人
- ▼年の途中で退職し、年末調整をしていない人など

## 次に該当する場合には税務署の確定申告会場をご利用ください。

- 譲渡所得がある人
- 上場株式などの配当所得で申告分離課税を選択した人
- 贈与税の申告をする人
- 消費税および地方消費税の計算が複雑である場合など、申告が長時間にわたるような場合
- 青色申告の人
- 今回初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人

## 年金所得者の確定申告不要制度について

公的年金の収入金額が400万円以下で、年金以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告書の提出は必要ありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

※ 所得税の確定申告が不要な人でも市県民税の申告は必要です。

照 会 税務課 ☎0537-651114

## ✓ 確定申告に必要な物

- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 給与・年金の源泉徴収票(原本)
- 平成27年分の確定申告書
- 営業・不動産・農業所得のある人は、収支内訳書を作成し、収入と支出内容が分かるようにしておいてください。※租税公課の固定資産税額は「固定資産税課税明細書」で確認してください。
- 国民健康保険税の支払金額が分かるもの「平成27年分国民健康保険税納付額のお知らせ」※市から1月下旬に各世帯主へ送付します。
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- 雑損控除を受ける人は、損害により支出した領収書と損害にあった建物などの取得年月日、取得金額の分かるもの
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書と補てん金の分かるもの
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳
- 還付申告される人は、金融機関の口座番号(申告者ご本人の名義)が分かるもの